

令和8年5月1日

保護者の皆様

雲雀丘学園中高校

独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のお知らせ

新緑の候、皆様におかれましては、ご清祥のことと存じます。

さて、学校教育において、お子さまをあらゆる災害からお守りすることは、すべての教育活動に優先する重要なことであり、本校におきましても、かねてより健康管理・安全教育に努力しております。しかしながら、身体活動の活発な時期ですから残念なことに事故発生は、皆無とはいえない状況にあります。

そこで、日本スポーツ振興センター法にもとづき学校管理下での事故による負傷等の災害に対して共済する制度が設けられております。この災害共済給付の資金は、国も一部負担しますが、本校では保護者の方には次の表のとおり負担していただきます。

☆掛け金 一人当たり

	年 額	保護者負担額	学園負担額
中学校	935円	552円	383円
高校	2165円	1935円	230円

◎一年ごとの更新です。

掛け金は、学習材料費から引き落としさせていただきます。

☆主な給付内容

○医療費

- ア. 初診から完治するまでに要した医療費が5000円以上のもの。
(保険証を利用すれば医療費の3割を医療機関に支払うことになります。)
- イ. 健康保険法の規定する診療報酬額の4割を給付。但し、スポーツ振興センターで規定する診療報酬額に達した場合はその1割+高額療養費制度の自己負担額。
- ウ. 柔道整復師によって治療を受けた場合はセンターが必要と認めた額。

○見舞い金

- ア. 学校管理下の事故がもとで死亡またはセンターが定める程度の障害が残った場合対象となります。
- イ. 発生時の管理状況・障害の部位、程度などによって給付金が異なります。
- ウ. 死亡見舞金 1500万円から3000万円
障害見舞金 44万円から4000万円

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・同一の負傷等について医療費の支払期間は医療費の支給開始後10年間です。・給付を受ける権利は、災害発生日から2年間請求しないときは時効によってなくなります。・他の法令によって損害賠償がなされたときなどは、センターからの給付は、その額だけ減らされます。 |
|---|

以上、日本スポーツ振興センターの趣旨をご理解下さいますようお願い致します